びに付表第三十九、第六十五及び第八十一に掲げるものを除く。）、ユーゲニア属植物及びりんご属植物の生果実	（略）	
十九　（略）		
二十　（略）	カシューナッツ、くだものとけい、ざくろ、せいようなし、フェイジョア、ふとももも、マメーサポテ、マメーリンゴ、まるめろ、マンゴウ（付表第八十七に掲げるものを除く。）、ももも、モンビン、ロコトとうがらし、かき属植物、カシミロア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物（ライム及びレモン並びに付表第八十六に掲げるものを除く。）の生果実	（略）
二十一　（略）	アセロラ、アーモンド、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すもも、せいようなし、びわ、マヤナッツ、マンゴウ（付表第四十三、第五十一、第五十三及び第八十七に掲げるものを除く。）、あかてつ属植物、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ふとももも属植物及びユーゲニア属植物の生果実	（略）
二十二・二十三　（略）		

付表

一～四十　（略）

四十一　イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトライアンフ種のかきの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十二～八十七　（略）

八十八　アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしようがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふとももも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十九　（略）

表第三十九、第六十五及び第八十一に掲げるものを除く。）、ユーゲニア属植物及びりんご属植物の生果実	（略）	
十九　（略）		
二十　（略）	カシューナッツ、くだものとけい、ざくろ、なし、フェイジョア、ふとももも、マメーサポテ、マメーリンゴ、まるめろ、マンゴウ（付表第八十七に掲げるものを除く。）、ももも、モンビン、ロコトとうがらし、かき属植物、カシミロア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物（ライム及びレモン並びに付表第八十六に掲げるものを除く。）の生果実	（略）
二十一　（略）	アセロラ、アーモンド、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すもも、なし、びわ、マヤナッツ、マンゴウ（付表第四十三、第五十一、第五十三及び第八十七に掲げるものを除く。）、あかてつ属植物、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ふとももも属植物及びユーゲニア属植物の生果実	（略）
二十二・二十三　（略）		

付表

一～四十　（略）

四十一　イスラエル国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトライアンフ種のかきの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十二～八十七　（略）

八十八　アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしようがき、すもも、ながきんかん、びわ、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、なし属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふとももも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十九　（略）